

石油コンビナート等防災体制検討会（第1回）議事概要

- 1 日 時：平成24年7月12日（木） 14：00～16：00
- 2 場 所：三田共用会議所 第4特別会議室
- 3 出席者：（委員） 浅本委員、阿部委員、石井委員（代理：弘永氏）、伊藤委員（代理：時岡氏）、岩岡委員、越谷委員、小林委員（座長）、白木委員、白井委員（代理：江澤氏）、塚目委員、中野委員、中村委員（座長代理）、村上委員、森委員、吉田委員
（オブザーバー） 文部科学省村上、厚生労働省佐々木（代理：古田）、経済産業省野村、沼舘、福原、海上保安庁石上（消防庁） 消防庁審議官高倉、特殊災害室長渡辺、課長補佐古澤
- 4 議事概要

冒頭、消防庁審議官より挨拶の後、事務局より検討会の開催趣旨、検討の進め方及びスケジュール、検討事項等の説明を行った。

【各委員の主な意見】

- 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震において、コスモ石油（株）千葉製油所LPGタンク付近の火災を受け、石油コンビナート等災害防止法に基づく体制等はどうだったのか。
 - 千葉県美浜区で震度5強が観測されたことを受けて非常第2配備体制をとり、石油コンビナート等防災本部が始動したが、千葉県の外海での津波等への対応が生じ、県の災害対策本部との間で情報連絡等に混乱を生じた。また、近傍の国道も動かない状況であり、職員の派遣もできず、現地防災本部の設置はできなかった。なお、このような状況を踏まえて、今年3月に石油コンビナート等防災計画を修正したところ。
- 資料5の山口県の2件の事故において、石油コンビナート等災害防止法に基づく体制等はどうだったのか。
 - 石油コンビナート等防災本部は常設の組織であり、その仕組みに則り関係課が参集した。現地防災本部は、災害の拡大危険性、新たな災害の拡大といったことがないため、設置していない。一方、発災後の情報共有のため、県、市、警察、消防など関係機関が連携し、発災事業所に現地連絡室を設置することとした。

- 大規模な石油コンビナート災害は、地震等と複合して発生するのが実際と考える。複合災害にどのように対応していくことができるかが課題。現地防災本部の設置を要する事態も複合災害が主となると考えられるので、過去の事例を整理するとよいのではないか。
- 関係者間の無線連絡について、防災相互波の利用が考えられるが、各地域の周波数が同じであると、災害で同時に使った場合に混信してしまうのではないか。
- 各事業所は消防機関への通報義務を負っているが、専用の通信手段は確保されているのか。
→ 非常通報装置が石油コンビナート等災害防止法において規定されており、ホットライン、衛星電話等が設けられている。
- 十勝沖地震に伴い、タンク全面火災が発生したが、市街地から相当離れており、住民への影響等はなかったのではないかと思うがどうか。
→ 確認する。
- 発災した場合、周辺住民に向けた避難指示等の対応が課題。また、その際に最も効率が良く、素早く対応ができるのは、石油コンビナート等防災本部なのか、市役所なのか、消防本部なのか、どのようなやり方が良いのか、こういった誰が誰に対してどのように発信することが適切なのかということが課題。

－以上－